

2023年3月14日

投資家の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

UBS 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） / （為替ヘッジなし）  
の繰上償還のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用を行う「UBS 環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） / （為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、主要投資対象である外国投資信託が償還することとなりましたので、当ファンドの信託約款の規定に従い、2023年3月30日をもって繰上償還させていただくことになりましたことをご知らせいたします。詳細につきましては、下記をご覧ください。

敬具

記

## &lt;繰上償還の理由&gt;

- 当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)/ (Class A-JPY Shares)」の投資運用会社である UBS O'Connor LLC は、2023年1月下旬に当該運用について中長期的な有効性を精査した際、当該外国投資信託の運用戦略が、いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すという投資目的を中長期で達成することが困難であるとの結論に達し、当該外国投資信託取締役会において、当該外国投資信託を3月21日付で償還することを決議いたしました。
- 弊社といたしましては、当該外国投資信託の償還は当ファンドの償還条項に該当するため、投資家の皆様に対して速やかに信託財産の返還を行うこととし、2023年3月30日付で当ファンドの繰上償還を実施することを決定いたしました。

## &lt;スケジュール&gt;

2023年3月21日	・投資先外国投資信託の償還日
2023年3月24日	・投資先外国投資信託の償還金支払い
2023年3月30日	・当ファンドの繰上償還日*

※ 償還金は2023年3月31日以降、お取扱いの販売会社においてお支払いいたします。詳しくは販売会社にお尋ねください。

## &lt;その他ご留意事項&gt;

- この繰上償還につきましては、投資家の皆様による特段の手続きはございません。3月31日以降、お取扱い販売会社の指定する日におきまして償還金をお受け取りいただけます。
- 繰上償還の手続き開始に伴い当ファンドの3月窓開け期間（3/1～3/24）にかかる購入・換金申込の受付は停止しております。
- 繰上償還手続き開始のため、運用の基本方針に沿った運用は行っておりません。

当ファンドの繰上償還に係る詳細につきましては、[別紙] Q&A をご覧ください。  
以上、本件につき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

## [別紙] Q&amp;A

	質問	回答
1	現在の当ファンドの状態は？	当ファンドの信託財産の大半を占める投資先外国投資信託ではすべての資産の現金化を済ませています。ただし、（円ヘッジなし）は米ドルで保有、（円ヘッジあり）は米ドルを対円で為替ヘッジしております。また、当ファンドの残りの資産は円で保有されています。
2	手続きは必要か？	手続きは不要です。当ファンドは3月30日に償還となり、償還金は3月31日以降、お取扱いの販売会社にてお支払いいたします。お支払開始日につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。
3	投資先の外国投資信託はなぜ償還することになったのか？	本年1月に当該外国投資信託の運用者であるUBS O'Connor LLCにて、運用についての中長期的な有効性を精査した際、いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すための投資機会を見出すことが十分に出来ておらず、また、今後の改善策も見い出せなかったことから、現在の運用を継続することで、当該外国投資信託が今後大きく損失を生むリスクが高いとの結論に達し、速やかに当該外国投資信託を償還することが、投資家の皆様の資産に対して最善かつ唯一の策であるとの判断から、当該外国投資信託取締役会において、当該外国投資信託を3月21日付で償還することを決議いたしました。
4	今後の基準価額は？	上記1のとおり、当ファンドの信託財産は現金化されています。（為替ヘッジなし）の投資先外国投資信託では米ドルを保有しておりますが、円への転換により2023年3月21日以降は為替変動の影響は受けません。また、（為替ヘッジあり）で保有の米ドルは対円で為替ヘッジされておりますが、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。なお、[交付目論見書 - ファンドの費用 - 運用管理費用]に記載の当ファンドが実質的に負担する費用（年率1.947%程度+成功報酬）のうち投資先外国投資信託における費用（年率1.10%程度+成功報酬）は2月1日から徴収しておりませんので、残りの運用管理費用等が変動要因となります。
5	この繰上償還について受益者が賛否の意思表示をする機会はないのか？	当ファンドの戦略は主要投資対象とする外国投資信託の運用者であるUBS O'Connor LLC独自の戦略を採用しております。これに代わる投資手段がないため、当該外国投資信託が償還になった場合には当ファンドは受益者による書面決議を経ずに償還できることが仕組みとして必要なため、その旨の規定をあらかじめ信託約款に設けております。  「主要投資対象とする指定外国投資信託が存続しないこととなる場合には、各ファンドは繰上償還されます。」 関連箇所：信託約款第39条（信託契約の解約）／交付目論見書（お申込メモ-繰上償還）
6	当ファンドは毎月の窓開期間に換金申込することができるが、手続等は必要か？	当ファンドの換金は、主要投資対象である外国投資信託の換金のルールに合わせて、毎月の窓開け期間に申込みを行い月末に一括で受付ける方法をとっておりますが、当該外国投資信託が3月21日付で償還となります。受益者の皆様にはその償還後可能な限り早期に信託財産の返還を行うため、3月30日に当ファンドを償還することといたしました。これにより、換金申込を行った場合よりも早期に信託財産を返還させていただくため、換金申込をされる必要はございません。償還金のお支払いにつきましては、お取扱いの販売会社にお尋

		<p>ねください。</p> <p>「毎月の特定日<sup>※1</sup>に購入・換金申込を受付けるものとし ます。 換金申込：当月の特定日に係る換金の申込期限は、原則とし て特定日の5海外営業日前<sup>※2</sup>までとし、当月の特定日に係る申 込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営 業日に行うものとし ます。 当月の指定された当該期間における各営業日の午後3時まで に購入・換金申込が行われ、かつ当該申込に係る所定の事務手 続きが完了したものを当月の申込分とします。 ※1 特定日は、主要投資対象である指定外国投資信託におけ る各月の最終営業日とします。なお、指定外国投資信託の営 業日はロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク 証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダ ブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない 日とします。 ※2 海外営業日は、指定外国投資信託における営業日ベース とします。」 関連箇所：信託約款第12条（受益権の申込単位および価 額）、第38条（信託の一部解約）／目論見書 お申込メモ 申 込締切時間</p>
7	償還価額の公表はいつ？	償還価額は償還日（3/30）の18時頃を目途に弊社ホームペー ジに掲載されます。償還価額は小数点第2位まで表記されま す。
8	（為替ヘッジあり）の為替ヘッ ジはいつまで？	（為替ヘッジあり）の投資先外国投資信託で保有する米ドル の対円での為替ヘッジは2023年3月20日で終了します。